# 保育所利用調整基準の改正について

## 1. 利用調整基準の改正

#### (1) 背景•目的

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施にあわせ、平成27年4月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入している。

現在の基準は、旧基準や国通知における優先利用の取り扱いを踏まえた上で市民意見募集 (パブリックコメント)を行い、適宜見直しを行っている。

就労及び求職活動に係る「基本点数」に関しては、現在「居宅外就労」と「居宅内就労」を 区別し、点数差を設けている。

しかしながら、リモートワークなど多様な働き方が広まっており、「居宅外就労」と「居宅内 就労」を区別する意味合いがなくなってきており、課題となっている。

そのため、「居宅外就労」と「居宅内就労」の区別をなくし、「就労」「求職活動」で統一するように要綱の改正を行う。

#### (2)意見公募について

① 実施期間

令和4年6月16日(木)~令和4年7月15日(金)

- ② 意見の提出状況
  - ・今回の一部改正に関する意見の概要 1通2件
- ③ 公表及び改正時期
  - ・結果の公表:令和4年9月9日公表予定。
  - ・要綱の改正:令和4年9月16日より施行。ただし、令和5年4月1日入所分より適用する。
- ④ 意見の概要別紙1参照。

## (3) 改正の概要

・就労及び求職活動に係る基本点数について、「居宅外」と「居宅内」の区別をなくし、 「就労」「求職活動」で統一する。

#### · 基本点数表

## 【改正前】

事由	(細目)	基本点数	保育できない理由・状況		
就労	居宅外 就 労	100	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上働いている		
		90	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上働いている		
		80	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ日6時間以上働いている		
		70	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上働いている		
		60	上記には該当しないが、月64時間以上働いている		

	居宅内 就 労	90	月20日以	上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上働いている		
		80	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上働いている			
		70	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ日6時間以上働いている			
		60	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上働いている			
		50	上記には該当しないが、月64時間以上働いている			
		70	居宅外	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以		
				上の仕事に内定している		
		60	居宅外	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以		
				上の仕事に内定している		
			居宅内	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以		
	<b>弥江玉</b> 山			上の仕事に内定している		
Is, made to			居宅外	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上		
求職活動		50	店宅外	の仕事に内定している		
		50	居宅内	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以		
				上の仕事に内定している		
		40	居宅内	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上		
				の仕事に内定している		
		30	上記には該当しないが、月64時間以上の仕事に内定している			
		20	上記の世帯以外で、求職中である場合			

# 【改正後】

事 由	基本点数	保育できない理由・状況		
	100	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上働いている		
	90	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上働いている		
就 労	80	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ日6時間以上働いている		
	70	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上働いている		
	60	上記には該当しないが、月64時間以上働いている		
	70	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に		
	70	内定している		
	60	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に		
<b>水職活動</b>	80	内定している		
水 城 佔 刬	50	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に		
	50	内定している		
	30	上記には該当しないが、月64時間以上の仕事に内定している		
	20	上記の世帯以外で、求職中である場合		

# 「神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱」の 一部改正(案)に対する意見の概要及び神戸市の考え方

・意見募集期間 : 令和4年6月16日(木)~ 令和4年7月15日(金)

·意見提出合計 : 1通2件

・今回の一部改正(案)に関する意見の概要及び神戸市の考え方:以下のとおり

No	意見の概要	神戸市の考え方
1	申込書には祖父母の状況を記載 する欄があるが、祖父母の状況を記 載させるならば、祖父母の支援状況 を点数に反映させるべきである。	現行の利用調整基準において、「児童を同居の親族(65歳未満の者に限る。)に預けることが可能である場合」には△3としており、祖父母の支援状況を点数に反映させています。
2	就労の状況は、育児休業復帰後の 勤務スタイルで記載した方が平等 である。	利用調整基準における就労状況は、就労時間により点数差を設けていますが、その就労時間は、時短勤務等の個人の選択により利用できる時間ではなく、雇用契約上の就労時間を基準としています。 既に、正規非正規や職種等の差は設けていませんが、近年リモートワークなど多様な働き方が広まっていることから、今回の改正で、「居宅外」と「居宅内」を「就労」で統一することにしました。